

資料 2 改善指導中の事案

A) 改善指導事案 (事業地の所在 木更津市 K)

関連する法律・条令	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)	
改善を指導している期間	R3.4～(現在も指導中)	
方法	対面 文書 電話	
改善指導内容等	まち美化推進課	・残土条例違反(無許可の埋立て及び一時たい積)のため、指導を行っています。 ・R3.6に埋立て部分については是正完了を確認しています。 【指導方法】 ①対面での指導:4回(現地調査含む) ②文書での指導:1回 ③電話での指導:4回
	他の所管との連携	・関係法令(農地法)違反もあるため、農業委員会と連携して指導を行っています
改善期限	是正計画書の提出を依頼中	

B) 改善指導事案 (事業地の所在 木更津市 T)

関連する法律・条令	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)	
改善を指導している期間	R3.5～(現在も指導中)	
方法	対面 文書 電話	
改善指導内容等	まち美化推進課	・残土条例違反(無許可の埋立て)のため、指導を行っています。 【指導方法】 ①対面での指導:6回(現地調査含む) ②文書での指導:1回 ③電話での指導:7回
改善期限	是正計画書の提出を依頼中	

C) 改善指導事案 (事業地の所在 木更津市 Y)

関連する法律・条令	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)	
改善を指導している期間	R3.9～(現在も指導中)	
方法	対面 文書 電話	
改善指導内容等	まち美化推進課	・残土条例違反(無許可の一時たい積)のため、指導を行っています。 【指導方法】 ①対面での指導:2回(現地調査含む) ②文書での指導:1回 ③電話での指導:4回
改善期限	是正計画書の提出を依頼中	

資料 2 改善指導中の事案

D) 改善指導事案 (事業地の所在 木更津市 M)

関連する法律・条令	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)	
改善を指導している期間	R2.5～(現在も指導中)	
方法	対面 文書 電話	
改善指導内容等	まち美化推進課	・残土条例違反(「小規模埋立て等届」の内容と異なる土砂による埋立て)のため、土砂を全撤去するよう指導を行っています。 ・R3.2に「小規模埋立て等届」の取下届を提出しています。 【指導方法】 ①対面での指導:6回(現地調査含む) ②文書での指導:2回 ③電話での指導:19回
	他の所管との連携	・関係法令(農地法)違反もあるため、農業委員会と連携して指導を行っています。
改善期限	是正計画書の提出を依頼中	

E) 改善指導事案 (事業地の所在 木更津市 I)

関連する法律・条令	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(残土条例)	
改善を指導している期間	R4.2～(現在も指導中)	
方法	対面 電話	
改善指導内容等	まち美化推進課	・残土条例違反(「小規模埋立て等届」の内容と異なる土砂による埋立て)のため、土砂を全撤去するよう指導を行っています。 【指導方法】 ①対面での指導:3回(現地調査含む) ②電話での指導:1回
	他の所管との連携	関係法令(農地法)違反もあるため、農業委員会と連携して指導を行っています。
改善期限	土砂の全撤去を指導中	

F) 改善指導事案 (事業地の所在 木更津市 Y)

関連する法律・条令	宅地造成等規制法	
改善を指導している期間	R2.10～(現在も指導中)	
方法	対面 文書 電話	
改善指導内容等	都市政策課	・宅地造成等規制法違反(許可を受けずに盛土及び、30度以上の法面の造成を行った)のため、指導を行っています。 ・法面の是正方法等について検討中 【指導方法】 ①対面での指導:3回(現地調査含む) ②文書での指導:2回 ③電話での指導:4回
改善期限	是正計画書の提出を依頼中	

資料2 改善指導中の事案

G) 改善指導事案 (事業地の所在 木更津市I)

関連する法律・条令	都市計画法	
改善を指導している期間	R3.9～(現在も指導中)	
方法	対面 文書	
改善指導内容等	都市政策課	・都市計画法違反(許可を受けずに、建築物の建築を行った)ため、指導を行っています。 ・是正方法としては、建築物の撤去となるため、撤去時期等についての是正計画書の提出を求めています。 【指導方法】 ①対面での指導:6回(現地調査含む) ②文書での指導:2回
	他の所管との連携	・関係法令(森林法)違反もあり、関係官庁と連携して指導を行っています。
改善期限	是正計画書の提出を依頼。(4/28までとしたが、提出なし)	
関係法令(森林法)違反について 行政文書開示請求などで わかったこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 木更津市へは、伐採および伐採後の造林の届出書を提出 0.28haの伐採 R3.8.9～R4.2.28 伐採後の用途 資材置き場 ● 林地開発許可を行う千葉県(中部林業事務所) 無届で開発のため、中止勧告 復旧措置計画書提出を求める。 期限が過ぎても回答なし 	

出典:木更津市 環境部まち美化推進課、都市整備部都市政策課、経済部農林水産課
 千葉県 中部林業事務所

H) 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に係る林地開発行為又は小規模林地開発行為(以下「林地開発行為等」という。)において、森林の有する公益的機能(法第十条の三に規定する森林の有する公益的機能をいう。以下同じ。)を維持する責務を有する。

(土地所有者の責務)

第四条 土地の所有者は、林地開発行為等をしようとする者に対して土地を提供しようとするときは、当土地において行われる林地開発行為等が森林の有する公益的機能に与える影響について考慮し、その影響に照らし当該林地開発行為等が不適切なものであると思料するときは、当該林地開発行為等をしようとする者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、林地開発行為等による森林の有する公益的機能の維持についての支障を未然に防止するため、市町村と連携して林地開発行為等の状況を把握するとともに、林地開発行為等の監視その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。